

令和5年度 監査報告書

令和6年2月27日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、壱岐市一般会計、特別会計及び水道事業会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

第2 監査の種類

定期監査（後期）

第3 監査の対象

令和4年度・令和5年度（12月末日まで）の壱岐市一般会計、特別会計及び水道事業会計

第4 監査の主な着眼点

- 1 市単独の補助金・助成金について
- 2 税・使用料等の収納状況及び未収金（債権の分類状況等）について
- 3 資金前渡（光熱水費・電話料等）の処理状況について
- 4 歳計外現金の取扱いについて
- 5 指定管理者制度導入施設について
- 6 施設等の状況について

第5 監査の実施内容

- 1 監査基準日 令和5年12月31日
- 2 実施期間 令和6年2月1日から2月7日までのうちの4日間
- 3 場所 市役所芦辺庁舎第4会議室、市役所勝本庁舎第3会議室、現地監査対象の各施設
- 4 従事した監査委員 吉田 泰夫、斉藤 和秀、殿川 穂
- 5 監査の手続 被監査部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務に関する事務の執行状況、事業の管理状況が、法令等に適合し、正確かつ効率的に執行されているか、前回までの監査等で指摘した事項の是正、改善等の確認に主眼をおき、関係職員からの説明または報告を求め、必要に応じ、関係諸帳簿及び証憑書類と照合等の手続きをとり、試査により実施した。

6 監査の実施日及び被監査部署

実施日	被監査部署 ※【 】内は現地監査
2月1日	消防本部、保険課（包括支援センター含む）、芦辺支所、健康増進課、環境衛生課（クリーンセンター等含む）
2月2日	社会教育課（文化ホール含む）、教育総務課（給食センター含む）、【 ふれあい広場 】、【 箱崎事務所 】、【 箱崎小学校 】
2月6日	上下水道課（水道事業会計含む）、【 霞翠小学校 】、議会事務局、勝本支所、【 湯本事務所 】、【 霞翠幼稚園 】
2月7日	家畜診療所、建設課、監査委員事務局

第6 監査の結果

令和4年度・令和5年度（12月末日まで）の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事務管理が、適法、適正かつ効率的に執行されているかについては、法令、条例等に違反する重大な事実は認められなかった。

しかしながら、事務処理の執行について下記の指摘事項等のおり是正または改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

1 意見

- （1）債権の管理・回収の処理で、債務者との交渉記録等を見ると、債権額、債務者の状況等に応じた対応策がとられていないものがあるので適切に対応すること。
- （2）各種団体等へ交付している市単独補助金・助成金の支出は、補助金交付要綱等に基づいて執行されているが、団体から提出された決算報告書の内容審査が十分でないものが見受けられるので適正に処理すること。
- （3）業務上のリスク発生の可能性について把握、検証等に努め、内部統制機能の強化を図ること。

2 指摘事項等

（1）健康増進課

【指導事項】

令和4年度壱岐市食生活改善推進員協議会補助金の精算で、補助対象項目が3項目であるが精算は1項目のみとなっている。精算処理を適正に行うこと。

（2）家畜診療所

【指摘事項】

病傷事故診療手数料未収金30,915円、病傷事故外診療手数料未収金現年分2,704,010円、滞納繰越分482,414円の回収整理に努めること。

なお、滞納繰越分について、債務残高確認等が必要な債権は、その手続きをとること。

(3) 建設課

【指摘事項】

- ア 市営住宅使用料未収金現年分2,911,400円、滞納繰越分22,030,650円、駐車場使用料未収金現年分221,520円、滞納繰越分690,750円の回収整理に努めること。
- イ 市営住宅使用料未収金滞納繰越分及び駐車場使用料未収金滞納繰越分の債権の整理、回収処理手続きの取組みが十分でないと思慮される。
債務者、連帯保証人等との面談及び状況調査を行い、適時、適切な対応をしていくことが必要である。

【指導事項】

資金前渡出納簿を適正に整備すること。

(4) 上下水道課（下水道）

【指摘事項】

- ア 債務残高承認書類の徴求が上水道使用料と合わせて行われているが、債権の種類が下水道使用料は公債権、上水道使用料は私債権であり、事務手続が異なるので、各別に様式を定めることが適切である。
- イ 公共下水道使用料未収金現年分395,530円、滞納繰越分689,914円、漁業集落排水処理施設使用料未収金現年分427,380円、滞納繰越分808,540円の回収整理に努めること。
なお、延滞債権の回収整理に当たっては、公債権であることを十分考慮し対応すること。

【意見】

公共下水道及び漁業集落排水処理施設への加入促進に努めること。

(5) 上下水道課（水道事業会計）

【指摘事項】

- ア 債務残高承認書類の徴求が下水道使用料と合わせて行われているが、債権の種類が下水道使用料は公債権、上水道使用料は私債権であり、事務手続が異なるので、各別に様式を定めることが適切である。
- イ 水道料金未収金13,652,500円、滞納繰越分74,016,354円の回収整理に努めること。
なお、延滞債権の回収整理の取組みが不十分であるので、回収整理の取組みを強化する必要がある。

(6) 勝本支所

【指導事項】

資金前渡口座の名義人を前任者から現任者へ変更すること。

(7) 教育総務課（給食センター含む）

【指摘事項】

奨学金返還金現年分2,014,000円、滞納繰越分932,000円の回収整理に努めること。

なお、滞納繰越分については、連帯保証人への通知等遅延なきよう留意すること。

(8) 社会教育課（文化ホール含む）

【指摘事項】

令和5年11月の文化ホールでの現金紛失事案の発生要因は、当日徴収した使用料と保管していた釣銭との合計金額の確認漏れ、及び管理者への報告手続きがとられていなかったことによるものと思われる。内部統制の充実に努めること。

【意見】

各種団体への補助金の繰越金額が多額となった場合、活動状況等を吟味し、内容に応じた支出を検討する必要があると思慮する。

第7 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合（指摘事項、指導事項のみ）は、令和6年8月26日（月）までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。